

新たな住民税非課税世帯等臨時給付金、同給付金（こども加算）および定額減税補足給付金の支給について

1. 新たな住民税非課税世帯等臨時給付金およびこども加算について

(1) 名称	新たな住民税非課税世帯等臨時給付金	新たな住民税非課税世帯等臨時給付金（こども加算）
(2) 概要	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい、令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給	令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯への給付金の支給対象となっている世帯に対し、同一世帯の18歳以下の児童1人あたり5万円を加算して支給
(3) 対象世帯	・基準日（令和6年6月3日時点）で佐世保市の住民基本台帳に登録がある世帯 ・令和6年度において新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯 ※住民税が課税されている人の扶養親族等だけからなる世帯を除く。 ・約4,400世帯（見込）	・新たな住民税非課税等世帯臨時給付金の支給対象となっている世帯 ※支給対象世帯と同一世帯となっている18歳以下の児童が対象 ・約300世帯（600人）（見込）
(4) 手続き	①あらかじめ市で口座を把握できている場合 ⇒市から6月下旬に「支給のお知らせ」を発送 ・原則、把握している口座に振り込むため、手続き不要 ・口座を変更する場合は別途手続きが必要	②市で口座が把握できない場合 ⇒市から6月下旬から「確認書」を発送 ・確認書に必要事項を記入し、返送 ・オンライン申請も可能
(5) 支給開始時期	令和6年7月中旬（予定）	
(6) 受付期限	令和6年10月31月まで	

2. 定額減税補足給付金について(定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付金)

(1)名称	定額減税補足給付金
(2)概要	令和6年度の定額減税において、減税しきれないと見込まれる方(納税義務者)に給付金を支給
(3)対象者	以下の2つの要件を満たす人 ・令和6年度住民税(市県民税)の所得割が課税されている人、または、令和6年所得税が課税される見込みの人 ・定額減税により減税しきれないと見込まれる人 ※納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える人を除く 約42,500人(見込)
(4)手続き	対象者に対し、令和6年7月中旬に確認書を発送(予定)
(5)支給開始時期	令和6年7月下旬(予定)
(6)受付期限	令和6年10月31日まで

3. 問い合わせ

佐世保市住民税非課税世帯臨時給付金コールセンター

☎050-3114-6566(平日9時~17時)

担当部署
住民税非課税世帯臨時給付金事務局
【新たな給付金】 【補足給付金】
内線 5508・5509 内線 5640・5641